

「表紙共 14枚」

令和3年12月

定例総会議事録

日田市農業委員会

1 日 時 令和4年1月11日（火曜日） 午後2時00分

2 場 所 日田市役所7階 大会議室

3 出席委員

1 番 石井照久	11 番 河津裕治
2 番 松原忠雄	12 番 川津清則
3 番 横田秀喜	13 番 財津満寿光
4 番 江藤義幸	14 番 中島浩司
5 番 左原三枝子	15 番 美野英俊
6 番 綾垣和子	16 番 伊藤明美
7 番 森 克男	17 番 原田文利
8 番 飯田 隆	18 番 財津政美
9 番 湯浅正徳	19 番 高瀬義徳
10 番 川津美利	

4 出席事務局職員

係総括 椋本富夫 主任 櫻木悠輔 主事 太郎良悠希 主事補 河野宏知

1 2 月 定 例 総 会 議 事 日 程

1 開会および総会成立宣言

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議案訂正

5 議案審議

第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件

第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件

第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件

第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件

第5号 現況証明書（非農地証明書）の発行について

第6号 別段面積（1 a 等）の適用指定申請の件

第7号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明書発行について

第8号 1月調査委員の選任について

6 その他

(1) 1 1 月戸別訪問集計表について

(2) 1月現地調査

日 時 1月26日（水）午前9時～

※ 調査委員

(3) 1月調査委員会

日 時 1月31日(月) 午前9時～

※ 会長、副会長、調査委員

(4) 1月定例総会

日 時 2月8日(火) 午後2時～

会 場 7階 大会議室

(5) 行事日程

1月19日(水) 常設審議委員会(大分市)

1月21日(金) 第4回農地の利用集積・最適化推進大会
午後1時30分～ 別府ビーコンプラザ

1月25日(火) 農地相談会
午後1時～ 農業委員会室

- (6) その他
- ・「12月分農業委員会活動記録簿」の提出日
 - ・「12月戸別訪問聞き取り用紙、集計表」の提出日

<p>事務局 (棕本富夫)</p>	<p>それでは定刻となりましたので、ただいまより定例総会を開会いたします。</p> <p>総会の成立でございますが、委員総数19名中、出席委員19名で、日田市農業委員会会議規則第10条の規定により定足数を満たしておりますので、本日の会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>また、会議に入ります前にお断りをさせていただきますが、議事進行上、発言をされる場合は挙手をして、議長が指名した後に発言されるようお願いいたします。</p> <p>携帯電話をお持ちの方は電源を切っていただくか、マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の総会を議事日程に従いまして進めさせていただきます。会議規則第8条により会長が会議の議長を務め、議事を整理することとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>新年あけましておめでとうございます。昨年はコロナに始まり、コロナ禍で終わった1年でございます。本年は農家の所得向上に向けて、一丸となって力を合わせて参りたいと思います。全ての農産物が低価格で推移した1年でございます。特に、日田市の農地の大部分を占める、水稻の下落が大きくなっております。宇佐市においては1反あたり4,000円の支給金を支払うということを決めておりますが、日田市は意見書の中で書かせていただきましたが、まだ、日田市は実現しておりません。宇佐市の財源は新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金を充てるそうでございます。日田市においても市に対して要望してまいりたいと思っております。また、コロナ禍のオミクロン株の増加に伴いまして、戸別訪問は電話での聞き取りでもよろしいので、そちらのほうの数字を上げていただきたいと思いますと思っております。</p> <p>それでは、着座して議事進行して参りたいと思います。</p> <p>会議規則第17条により議事録署名委員は議長から指名させていただくことに異議はございませんか。</p> <p>(はいの声)</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それでは、議事録署名委員は、10番、川津美利委員、14番、中島浩司委員のお二方をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、事務局、議案訂正がございましたら、お願いしたいと思います。</p>
<p>事務局 (椋本富夫)</p>	<p>事務局からでございます。議案訂正でございますが、すいません、今回も、3か所ほどございます。</p> <p>お手元のほうにA4の縦で、上のほうに令和4年12月定例総会、1月11日開催の議案訂正という書類1枚A4の用紙を置かせていただいているかと思いますが、そちらのほうをご覧になりながらお願いします。</p> <p>まず、議案の第1号、農地法第3条の規定による、許可申請の件ですが、3ページの86番の部分でございます。大字東有田〇ほか計8筆の表示がございしますが、このうちの4筆目、〇、〇、〇の分です。この字の欄に境ノ谷ですが、この字がすいません登記簿のほうですね、確認しましたら、土へんに世界の界という字が正しい字でございますので、こちらの訂正をまずお願いします。</p> <p>それから、後ほど、また担当のほうからも説明するかと思いますが、7筆目、8筆目の〇、〇、この2筆については取り下げでございますので、削除のほうをお願いしたいと思います。これに伴って、全部の筆数の欄が計8筆と表示してありますが、計6筆に変わります。それから、地積の合計については、16,801㎡のところは15,617㎡に訂正となりますので、よろしくをお願いします。</p> <p>続いて、その下の87番の部分ですけれども、大字東有田〇と〇ですが、〇の字の欄が、畑中と書いてます。それが、正しくは、片仮名でヒジリ川の表示が正しいですのでこちらの修正をお願いします。</p> <p>続いて、20ページまで進んでいただきまして、これは議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件、利用権の分でございますけれども、20ページ、397番でございます。こちらのほうが、大字有田〇ですが、ここで、下のほうの枠に、中間管理事業、カッコ集積計画一括方式、再設定という表示がありますが、これは再設定ではございませんので、その部分の削除をお願いしたいと思います。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>議案の訂正は以上でございます。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは早速、議案の審議のほうに入っていきたいと思います。今回の調査委員は、2番、松原忠雄委員、7番、森克男委員、19番、高瀬義徳委員の3名の方でございます。調査委員長は、19番の高瀬義徳委員でございます。</p> <p>高瀬委員、一言お願いいたします。</p>
<p>調査委員 (高瀬義徳)</p>	<p>あけましておめでとうございます。調査委員の高瀬でございます。今年度も、健康に気をつけて頑張っていきたいと思いますので、どうか皆様も健康に留意されまして、お互い日田市の農業の発展のために、取組を強化していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、本題に入りまして、今月の調査委員の委員長としての高瀬義徳でございます。昨年12月23日、松原委員、森委員、それから事務局と現地を見て参りました。今から提案をいたしますので、どうかよろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の件、11件でございます。事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>それでは、私のほうから農地法3条の申請分について説明いたします。3条の申請、今月は11件上がっております。</p>

議案の1ページからお願いします。まず、82番からですが、大字夜明の○で、譲渡人が夜明中町の○さん、高齢により耕作ができないため譲り渡したいということで、買い主は同じく夜明中町の○さんで譲り受けて規模拡大したいということです。場所は国道211号、夜明振興センターがありますが、その向かい側になります。航空写真で見るとこのようになっておりまして、こちらが字図です。現在の状況はこのようになっております。結構荒れておりましたけれども、譲受人さんは畑にするのが難しいので、栗を植えるということをおっしゃっております。

続きまして、83番、三和○ほか全部で7筆、譲渡人が大分市にお住まいの○さん、相続により持分3分の2を取得したもの、こちらを○さん、譲受人の方ですが、この方も共有持分3分の1をお持ちですが、この持分を全て売却して○さんが全ての持分を持つという形にしたいということです。場所は竜体山のほうから千倉ダムのほうに行きまして、ダムのすぐ手前にある分と、少し南側にある分に分かれております。航空写真で見ますとこのようになっておりまして、こちらは北側4筆の字図になります。現在の状況はこのようになっております。続きまして、南側3筆の字図がこのようになっておりまして、現在の状況がこのようになっております。

続きまして、2ページに行きまして、84番、天瀬町赤岩○で、譲渡人が別府市にお住まいの○さん、体調不良のため譲り渡したいということです。譲受人の方は天瀬町赤岩にお住まいの○さん、譲り受けて規模拡大したいということです。場所は国道210号の天ヶ瀬駐在所付近から南に少し上っていったところですが、昔はここに○という病院がありましたがそのすぐ裏になります。航空写真で見ますとこのようになっておりまして、こちらが字図です。現在の状況はこのようになっております。

続いて85番、天瀬町湯山○で、譲渡人が天瀬湯山の○さん、体調不良のため譲り渡したいということで、譲受人が同じく湯山の○さん、譲り受けて規模拡大したいということです。場所は天ヶ瀬の温泉街のほうから北に上って行って、○に行く途中になります。航空写真で見ますとこのようになっておりまして、こちらが字図です。現在の状況はこのようになっております。

続きまして、3ページに行きまして、86番、東有田○ほか全部で6筆になります。先ほど議案訂正のところでも説明がありましたが、こちらの下2筆が取り下げになりましたので、6筆のみの申請ということになります。譲渡人ですが上手町の○さん、農業の規模を縮小したいということで、上諸留町の○さんが、その要望を受

けて買い取るということです。場所は東有田須ノ原の南側に3か所に渡ってあります。航空写真で見ますとこのようになっておりまして、こちらが字図です。現在の状況はこのようになっております。

次に87番、東有田〇と〇の2筆で、譲渡人は先ほどの86番の案件と同じく、上手町の〇さんですが、こちらは譲受人が上諸留町の〇さんとなっております。場所は先ほど説明した86番の少し南側、県道日田玖珠線沿いにあります。航空写真で見ますとこのようになっておりまして、こちらが字図です。現在の状況はこのようになっております。

続きまして、4ページに行きまして、88番、西有田〇で、譲渡人が上手町の〇さん、農業の規模を縮小したいということで、ご近所にお住まいの〇さんが譲り受けて規模拡大したいということです。場所は北部中学校の少し北西側になります。航空写真で見ますとこのようになっておりまして、こちらが字図です。現在の状況はこのようになっております。

次が89番、前津江町大野〇ほか全部で9筆で、譲渡人が大分市の〇さん、体調不良のために譲り渡したいということで、ご親戚になりますが、下井手の〇さん、譲り受けて規模拡大したいということです。場所は大山町側から前津江の小学校や振興局などに向かって、小学校の少し手前の集落の中にあります。航空写真で見ますとこのようになっております。こちらが9筆のうち南側2筆の字図、現在の状況がこのようになっております。次にこちらが北側の7筆の字図です。北側の現在の状況です。

続きまして、5ページに行きまして、90番、渡里〇ほか計5筆です。譲渡人が清岸寺町の〇さん、体調不良のため譲り渡したいということで、譲受人が同じく清岸寺町の〇さん、譲り受けて規模拡大したいということです。場所は山田原の〇のすぐ西側にあります。航空写真で見ますとこのようになっております。こちらが字図です。このように5筆に分かれているのですけれども、上に高压線が通っている関係で分筆したものだと思われませんが、実際は一体となって利用されているようになっております。こちらが現在の状況です。こちらは南側から撮ったもので、こちらが西から撮ったものです。

続きまして、91番、天瀬町桜竹〇と〇の2筆、譲渡人が鈴連町の〇さん、管理ができないため譲り渡したいということで、天瀬町馬原の〇さんが譲り受けて規模拡大したいということです。場所は、天瀬振興局から、〇に上がっていく途中の集落の中にあります。航空写真で見ますとこのようになっておりまして、こちらが字図で

<p>調査委員 (高瀬義徳)</p> <p>事務局 (櫻木悠輔)</p> <p>議 長 (石井照久)</p>	<p>す。今回、譲り受ける分に転用が絡むものもありまして、赤く囲んでいるものが3条、青い分はまた後ほど出てきますが、4条と5条の案件になります。3条の2件の現在の状況はこのようになっております。</p> <p>最後に6ページに行きまして、92番、天瀬町合田〇で、譲渡人が合田の〇さん、譲り渡して規模を縮小したいということで、譲受人が玖珠町の〇さん、譲渡人からすると、いとこの子というふうに聞いておりますが、譲り受けて新規就農したいということです。場所は旧丸山小学校から南にしばらく入ったところになります。航空写真で見ますとこのようになっておりまして、こちらが字図です。現在の状況はこのようになっております。</p> <p>以上11件、ご説明いたしました。ここで現地調査にご同行いただいた高瀬委員にご意見をお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>私たちが見た限り、特に問題はないと思います。</p> <p>ありがとうございます。では、次にチェックシートのご説明をいたします。お手元の資料No.1をご覧ください。3条については、今月は1ページから3ページにかけてです。こちらのチェックシートの項目に該当しないことが3条の申請の許可を出すための要件となりますが、書類の審査、そして現地調査におきまして、いずれの項目についても該当しない、つまり問題がないということを確認しております。事務局からの説明は以上です。</p> <p>ありがとうございます。事務局の報告にあるように許可との結論でございます。皆さんの中で何かあれば、ご発言いただきたいと思います。はい、飯田委員どうぞ。</p>
--	--

<p>8 番 (飯田 隆)</p>	<p>8 番の飯田です。議案の 8 6 番ですね。譲受人の方は田んぼと畑ということで、面積なんですけど、譲渡人の面積が大変大きいですね。そういう中で今、この譲受人は大丈夫というか、農業をやる気があるんでしょうか。</p>
<p>議 長 (石井照久) 事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>はい、事務局よろしいですか。</p> <p>こちらですが、まずですね、我々としても、申請書を受けたときに、やはり面積の問題というのはちょっとあるのかなと思いました。現地調査の際にもそのようなご意見をいただきまして、申請者に確認をとっております。農業従事者ですが、男 1 名、女 2 名というふうになっております。これは書類上は農業に年を通して常時従事される方をここに記載をしているのですけれども、この人数で、本当にできるものなのかというのを確認したところ、これは行政書士を通じての申請になるのですけれども、ちょっと追加で資料をいただきまして、常時ではないですけれども、農繁期に関して追加で人を雇って確実に耕作しますということで、4 名、人を雇う予定にしておりますということで、書面を追加でいただいております。今のところ、その情報をもとに大丈夫であろうということで総会に議案として上げておるところです。</p>
<p>議 長 (石井照久) 8 番 (飯田 隆) 推進委員 (小山一善)</p>	<p>飯田委員、須ノ原改良区の小山委員のほうに、ちょっとご意見を伺いたいと思いますが、よろしいですか。</p> <p>はい。</p> <p>ちょっと説明します。ちょっと複雑な関係でございまして、最初持っていた方に子供がいなくて、○さんって言ったんですけど亡くなって、○さんと○さんというのは兄弟であって、弟のほうが養子縁組ということで相続したわけなんですけれども、実際見ていただければお判りのように、地元に住んでいない、上手に住んでいるということで、手に負えないということで親族会議を開いたそうです。その結果、近くに住んでいる○さんが譲り受けるのがいちばん良いだろうということになったそうで、写真を見ていただければお判りのように、農地は梨</p>

<p>議 長 (石井照久) 8 番 (飯田 隆) 議 長 (石井照久)</p> <p>議 長 (石井照久)</p> <p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>園とか畑で、全て賃貸借をしながら有効に活用されているという状況です。実際にそれを従事できるかという と、この方も測量の会社を立ち上げていまして、それができる状況ではないということです。よろしいでしょう か。それもあそこも、スイカ、白菜が行われておりますし、左側には梨園ですね。全て手伝ってもらって有効に 活用されているということです。</p> <p>飯田委員よろしいでしょうか。</p> <p>はい。</p> <p>ほかに何かございませんか。なければこの件につきましては別紙チェックシートのとおり、農地法第3条第2 項には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただけましょうか。ご賛同の方は 挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成ですので、第1号議案は原案どおり決定いたしました。</p> <p>引き続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の件、4件でございます。事務局、説明を お願いいたします。</p> <p>それでは、議案7ページ、議案第2号、農地法第4条についてです。今月は4件申請がありました。この4件 全て追認案件でございます。始末書を徴取いたします。</p> <p>まず、番号24、大字羽田〇で、地目は台帳が田、現況が宅地、面積が67㎡の第2種農地です。申請人は、 日田市羽田町の〇さんです。既に宅地の一部としているが、許可を受けていなかったため申請するものです。近</p>
--	--

くには両組集会所、中畑橋がございまして、赤く丸をしているところです。新しい写真ではないですが、航空写真で見ると、このように住宅の敷地の一部というふうになっております。こちらが字図です。現況の写真はこのようになっております。写真の奥、このあたりからさらに見たところが、このようになっております。

続いて、番号25、大字上野〇で、地目は台帳、現況ともに田、面積が1,249 m²の第2種農地です。申請人は日田市高瀬本町の〇さんです。申請地を造成し隣接農地と一体利用するために申請するもので、一時転用です。また、既に着工しておりますので追認案件でございます。場所が日田市上野浄水場のすぐ向かいにございます。赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのようになっております。この赤いところが申請地で、こちらの画面右側の土地と高さを合わせて一体として使いたいということです。字図で見るとこのようになっております。現況の写真はこのようになっております。赤く囲んでいるところが申請地、画面の左側は一体利用したいという隣接地です。既にこの茶色くなっているところ、このように一部土を入れているところですので追認ということになります。この写真を撮ったところの反対側、対角のこのあたりから撮ったものが、このような形になっております。このあたりで高さが違うので整えたいということです。

ページをめくっていただきまして、番号26です。大字三和〇、地目は台帳が畑、現況が山林、面積が2,029 m²の第2種農地です。申請人は日田市財津町の〇さんです。既に植林しているが、許可を受けていなかったため申請するものです。赤く丸をしているところが申請地で、近くには三和小学校、戸山中学校、〇さんなどございまして、こういった位置関係になっております。航空写真で見るとこのようになっております。画面上少し見にくいですが、少し色が黒っぽく写っていると思います。このあたりに栗の木が植わっております。後ほど現地の写真をご覧いただこうと思っておりますが、その栗の木については管理出来ていないということもあって伐採する予定ということで伺っております。字図で見るとこのようになっております。現況の写真はこちらです。先ほどの栗の木がこの手前に1列ございまして、奥には既に杉がございまして、

続いて、番号27です。先ほど3条の91番でご審議いただいたのと同じ一帯にある土地です。天瀬町桜竹〇で、地目は台帳が畑、現況が宅地、面積が141 m²の第2種農地です。申請人は日田市天瀬町の〇さんです。既に宅地の一部としているが、許可を受けていなかったため申請するものです。近くには、〇というお店がございまして、その敷地の一部になっております。赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのようになってお

<p>調査委員 (高瀬義徳)</p> <p>事務局 (太郎良悠希)</p> <p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ります。赤く印をしているところです。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。いちばん追認と判断したところは、このコンクリートをしているところで、既に浄化槽を設置するためにコンクリートを張ったりしているという状況です。残りの部分についても物を置いていたりということ、また今後は家庭菜園などとして宅地の一部として使いたいということで、4条の追認という判断をしております。</p> <p>それでは、現地調査にご同行いただきました調査委員長からご意見をいただこうと思います。</p> <p>私たち調査委員が見た限りでは、特に問題はないと思われます。</p> <p>ありがとうございました。それではチェックシートについてです。チェックシートは資料No.1の4ページ、5ページが4条の分でございます。全ての項目に該当しないことが許可の条件です。書類審査、現地調査により該当しないことを確認しております。私からは以上です。</p> <p>ありがとうございます。事務局の議案説明にあるように、4件全てが追認案件でございます。皆さんの中で何かあれば、ご発言いただきたいと思ひます。</p> <p>よろしいですか。なければ、この件につきまして別紙チェックシートのとおりに、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただけましようか、ご賛同いただける方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
---	--

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 2 号は許可相当といたします。</p> <p>続きまして、9 ページ、議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請の件、6 件でございます。事務局、説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (太郎良悠希)</p>	<p>それでは、議案 9 ページ、議案第 3 号、農地法第 5 条についてです。今月は 6 件申請がありました。</p> <p>まず、番号 7 5、大字高瀬〇、地目は台帳、現況ともに田、面積が 665 m²の第 3 種農地です。譲渡人は日田市高瀬本町の〇さんで、譲受人は日田市田島町の〇さんです。申請地を譲り受け、賃貸用住宅 3 棟として利用したいとのことでの申請です。近くには高瀬小学校がございまして、赤く丸をしているところが申請地です。航空写真で見るとこのようになっております。こちらが字図で、こちらが現況の写真です。</p> <p>続いて、番号 7 6、大字渡里〇で、地目は台帳、現況ともに田、面積が 484 m²の第 3 種農地です。こちらは貸し借りとなっております。貸人は日田市清岸寺町の〇さんで、借人は同じく日田市清岸寺町の〇さんと〇さんで、持分それぞれ 2 分の 1 ずつです。申請地を借り受け一般住宅として利用したいとのことでの申請です。場所は〇さんのすぐ向かいの赤く丸をしているところです。航空写真で見るとこのようになっております。こちらが字図です。現況の写真はこのようになっております。点線にしておりますのが、今回の申請に当たって分筆されたということもございまして、目安としておよそこのあたりというところで点線にさせていただいております。</p> <p>ページをめくっていただきまして、番号 7 7 です。天瀬町本城〇、地目は台帳が田、現況が畑、面積が 1,114 m²の第 2 種農地です。譲渡人は日田市天瀬町の〇さんで、譲受人は玖珠郡九重町の〇さんです。申請地を譲り受け太陽光発電施設として利用したいとのことでの申請です。譲受人の方の職業がスポーツ用品レンタル業となっておりますが、法人の登記だったり、定款だったりの中に、このような太陽光発電だったり、その売電だったりということ謳われていましたので、その点については問題ないと思っております。場所の説明です。ファームロードを天瀬のほうに進んで行きまして、八久保花き団地などございまして、赤く丸をしているところが申請地です。こちらが航空写真です。これを見るとわかるように、農地の連なりの中にございます。ただ、今回の申請</p>

地とその手前のところ、今レーザーポインターで示しているところ、このあたりとでかなり高低差がございます、進入路などもほとんどないような状況でございます。それを踏まえまして県の西部振興局の担当者の方と、写真を見ながら判断したところ、ここはいわゆる分断できるのでこちらの連なりには入らない。よって面積的には第2種農地として判断して差し支えないということを確認しております。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。大部分が栗を植えていたようではありますが、あまり管理されていないようでこのような状況になっております。

続いて、番号78、大字三和〇、地目は台帳、現況ともに田、面積が867㎡の第3種農地です。譲渡人は日田市清水町の〇さんで、譲受人は日田市清水町の〇さんです。申請地を譲り受け事業用の駐車場と資材置場として利用したいということでの申請です。近くには三和小学校がございまして、あと〇さん、〇さんがございまして、赤く丸をしているところです。譲受人の方が役員をされている会社というのはこの〇さんで、申請地と隣り合ったところに会社がございまして、航空写真で見るとこのようになっております。念のため申し上げますと、この赤く伸びている部分、ここも一筆として、恐らく何かの残地だったのだらうなというような形でございます。ここの部分も今回の申請地に入っております。こちらが字図です。これが現況の写真です。先ほどの残地のようなどころというのはこの奥に進んで行ったところ、このような位置関係です。

続いて、79番です。大字渡里〇と〇、地目は台帳、現況ともに全て田、面積が合計で265㎡の第3種農地です。譲渡人は大分市の〇さんで譲受人は日田市玉川3丁目の〇さんです。申請地を譲り受け、資材置場用地として利用したいとのことでの申請です。場所がこの〇さんの敷地の一角ととらえても良いようなところになっております。あと近くには〇さんがございまして、航空写真で見ると、このようになっております。こちらが〇さんで、この赤い2筆が申請地ということになっております。利用計画図を見ますと、ここを丸太置場として使いたいということのようです。字図はこのようになっております。現況の写真はこちらです。おおよそ点線の部分が2筆の境目というふうになっております。

最後に番号80です。3条の91番、4条の27番でご審議いただきました天瀬町桜竹の件と隣接した一帯のところの案件でございます。天瀬町桜竹〇で、地目は台帳が畑、現況が雑種地、面積が304㎡の第2種農地です。譲渡人は日田市鈴連町の〇さん、譲受人は日田市天瀬町の〇さんです。申請地を譲り受け駐車場として利用

<p>調査委員 (高瀬義徳)</p> <p>事務局 (太郎良悠希)</p> <p>議 長 (石井照久)</p> <p>事務局 (棕本富夫)</p> <p>議 長 (石井照久)</p>	<p>をしたいとのことでの申請です。既に砂利敷きの駐車場となっておりますので追認案件でございます。始末書徴取いたします。場所は先ほどの○の隣接地でございます。航空写真で見るとこのようになっております。こちらが字図です。現況の写真はこのようになっております。○の駐車場として既に使っているということです。この1筆、この部分が大部分ですけれど、こちら側、画面右側のほうの下の部分も入ってますので、この法面になる部分も今回の申請地ということになります。</p> <p>それでは、現地調査にご同行いただいた調査委員長からご意見をいただこうと思います。</p> <p>私たちを見た限り、特に問題はないと思います。</p> <p>ありがとうございました。それではチェックシートについてです。チェックシートは資料No. 1の6ページから9ページが5条についてでございます。全ての項目で該当しないことが許可の条件です。書類審査、現地調査により該当しないことを確認しております。私からは以上です。</p> <p>ありがとうございます。事務局の議案説明にあるように、11ページの80番が始末書で追認ですね。残りの5件は問題はないということでございます。皆さんの中で何かあればご発言いただきたいと思います。</p> <p>議長、ちょっと補足します。</p> <p>事務局どうぞ。</p>
---	--

<p>事務局 (梶本富夫)</p>	<p>すいません、事務局です。念のため、訂正をさせていただきます。76番の部分で、9ページの表示が、議案の枠の中にプリントミスで入ってしまっておりますので、これは76番の議案の内容とは全く関係ございません。中に入り込んでしまいましたので、次回から気をつけてプリントしますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>よろしいですか。なければ、この件につきまして別紙チェックシートのとおり、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただけましょるか、ご賛同いただける方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第3号は原案どおり許可相当といたします。</p> <p>調査委員長、一言、最後でございますので、一言お願いいたします。</p>
<p>調査委員 (高瀬義徳)</p>	<p>私たちが調査をした経過、内容報告をして終わらせていただきたいと思います。23日の9時に打ち合せをした後に出発をいたしました。私たちの1か月前の調査委員の人は、非常に夕方遅くまでかかったということで、調査委員3名、馬力を上げて事務局とタグを組みまして、前津江から市内を回りました。非常に事務局のスムーズな段取りによりまして、この庁舎に帰って来たのは、5時10分でございます。もっと遅くなるんじゃないかならうかと思いましたが、みんなの調査委員および事務局の協力によりまして無事終了し、こういうふうな発表が出来たことに感謝をいたしまして、調査委員長としてのお礼の言葉にかえさせていただきたいと思います。ありがとうございました。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>お疲れさまでございました。</p> <p>それでは、12ページ、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件です。新規7件、再設定6件、所有権移転1件、中間管理事業一括方式2件、解約1件でございます。議事参与の方がおられますので、退出していただきます。</p> <p>(○委員、退席)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>○ページですね、No.○、○番の○委員のご家族です。この件から先にご審議をお願いしたいと思いますですが、この○番はよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>(○委員、着席)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それでは、それぞれの委員のエリアにおいてご確認をお願いしたいと思います。問題があれば、挙手して発言をお願いしたいと思います。</p> <p>よろしいですか。それではご承認いただけましょうか、ご賛同いただける方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。議案第4号は全員賛成ですので、原案どおり決定いたしました。</p> <p>22ページ、議案第5号、現況証明書、非農地証明書の発行につきまして、4件でございます。事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (河野宏知)</p>	<p>では、議案22ページ、議案第5号、現況証明書、非農地証明書の発行についてです。今月は、4件申請がありました。</p> <p>まず最初に、番号45、天瀬町五馬市〇と〇で、地目は台帳が畑、現況は〇が山林、〇が原野、面積が合計で6,934㎡です。申請人は福岡県の〇さんです。申請理由は現況に合わせて地目を整理するためで、〇は発行基準5、既に農地又は採草放牧地以外の土地になっていることが明白であるもので、各種要件を満たしているに該当するものです。〇は発行基準4、森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものです。場所のご説明をいたします。離れていますが、いつま小学校がありまして、赤く丸で囲っているところが申請地です。こちらが航空写真です。こちらが字図です。こちらが〇の現況の写真で、現在は紅葉の木などが植えられているような状況で、平成13年の航空写真で確認しましたら、平成13年の時に植えられていることが確認出来ましたので20年の要件を満たしていることとなります。こちらが〇の現況の写真で、現在は雑草などが繁殖しているような状態となっております。</p> <p>続きまして、番号46、前津江町柚木、〇、〇で、地目は台帳が畑、現況は原野、面積が合計で313㎡です。申請人は日田市前津江町の〇さんです。申請理由は現況に合わせて地目を整理するためで、発行基準4、森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものです。場所のご説明をいたします。近くに出野交流センターがありまして、出野交流センターから北西側にあるのが、〇と〇で、赤く丸で囲っているところが申請地となります。こちらが〇の航空写真で、こちらが字図です。こちらが現況の写真で、このように雑草など雑木が繁殖しているような状態となっております。こちらが〇の航空写真で、</p>

<p>推進委員 (河津正徳)</p> <p>進委員 (佐藤 学)</p>	<p>こちらが字図です。こちらが現況の写真で、雑草や雑木が繁殖しているような状態で、また、地面には岩などが埋まっているような状態で、耕作が難しいような状態となっております。</p> <p>続きまして、番号47、天瀬町出口〇で、地目は台帳が畑、現況は山林で、面積が2,064㎡です。申請人は日田市天瀬町の〇さんです。申請理由は現況に合わせて地目を整理するため、発行基準5、既に農地又は採草放牧地以外の土地になっていることが明白であるもので、各種要件を満たしているものに該当するものです。場所のご説明をいたします。こちらも離れていますが、出口コミュニティセンターから北西側に進みまして、赤く丸で囲っているところが申請地となります。こちらが航空写真です。こちらが字図です。こちらが現況の写真となっております。現在は杉が植林されていますが、平成13年の航空写真で確認しましたら、その時に既に植林されていることが確認出来ましたので、20年の要件を満たしていることとなります。</p> <p>最後に、番号48、大字三和〇で、地目は台帳が田、現況は用悪水路で、面積が21㎡です。申請人は日田市清水町の〇さんです。申請理由は現況に合わせて地目を整理するため、発行基準3、転用許可不要要件に該当し、非農地化した土地に該当するものです。場所のご説明をいたします。近くに三花公民館がありまして、赤く丸で囲っているところが申請地となります。こちらが航空写真です。こちらが字図です。こちらが現況の写真となっております。現在は水路として使われておりまして、この右側にある田んぼの排水路として現在は使われております。</p> <p>以上の案件につきまして、各地区ご担当の推進委員さんからご意見をいただこうかと思っております。</p> <p>中川地区の推進委員の河津です。45番の案件につきまして、先月21日午前中に現地確認をさせていただきましたが、特に問題はないと思っております。</p> <p>前津江の佐藤です。46番の件ですが、この案件は前回の総会の時に、農地の親から子への譲渡の時に申請した分と一緒に出すはずだったんですが、農地の様相をしていないので一旦非農地証明を取った後に、また再度、登記をし直して譲渡しようということでの案件だったそうです。現地を見ましたが、急傾斜地で荒れておりまし</p>
--	--

<p>推進委員 (音成博文)</p>	<p>て、もう山林となっておりますので、農地に適してないと思います。ただ、所有者はきちっとまた草刈りをしたりして管理をしていきたいということでした。</p> <p>47番の件ですけれども、1回もう除伐をした後に、また植林したようなあとが見受けられましたが、別に問題ないと思います。以上です。</p>
<p>推進委員 (諫山文彦)</p>	<p>農地委員の諫山です。48番の件ですけど、分筆の時に水路をそのままにして残った土地だそうで、現在も水路として使う、また今後も右側の農地あたりの水路として使うようですので、特に問題はないと思われま</p> <p>ありがとうございます。私からは以上となります。</p>
<p>事務局 (河野宏知) 議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。議案第5号、4件でございます。現況証明書の発行についてでございます。この件に関しまして発行してよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。発行するようにいたします。</p> <p>続きまして、24ページ、議案第6号、別段面積1a等の適用指定申請の件、1件でございます。事務局、お願いいたします。</p>
<p>事務局 (櫻木悠輔)</p>	<p>別段面積の適用指定申請、こちらは農地法の3条の許可について、25アールの耕作面積が必要ですが、この例外として空き家バンクに登録してある場合、これに付随する農地については耕作面積に関係なく3条の申請ができる例外としての申請ですが、今月1件上がっております。</p>

	<p>議案の24ページになりますが、番号6番、大字小山〇ほか全部で3筆で、申請者は福岡県朝倉市の〇さんです。場所は小山町の公民館などがある集落の北のほうになります。航空写真で見ますとこのようになっておりまして、こちらが字図です。現在の状況はこのようになっております。別段面積の適用指定申請は、以上1件になります。指定の目安については、資料No.1の最後のページに載せております。あとは現地の状況については、地区の推進委員である高倉委員に立ち会っていただきまして、問題ない旨を確認をしております。事務局からの説明は以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。議案第6号、別段面積の適用指定申請の件、1件でございます。よろしいでしょうか。</p>
	<p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、許可したいと思います。</p>
	<p>続きまして、議案第7号、相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明書発行について、1件でございます。事務局、説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (河野宏知)</p>	<p>では、議案25ページ、議案第7号、相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明書発行についてです。こちらは農業を営んでいた方が亡くなり、その相続人が農地などを相続し農業を継続する場合などに、相続税の納付が猶予される制度がございまして、このことを証明するものです。今月は1件申請がありました。</p> <p>番号2、大字三和〇ほか7筆、地目は台帳、現況ともに田および畑で、面積が合計で7,863㎡です。申請人は日田市財津町の〇さんです。相続税の納税猶予を受けるために申請するものです。場所のご説明をいたします。近くに〇さんがございまして、位置図の西側に〇、〇、〇、〇、北西側に〇、〇、〇、北東側に〇がございまして、</p>

	<p>て、赤く丸で囲っているような状態になっております。こちらが○と○、○の航空写真で、こちらが字図です。こちらが現況の写真となっております。次に○の航空写真で、こちらが字図で、こちらが○の現況の写真となっております。続いて、こちらが○と○の航空写真で、こちらが字図です。こちらが○の現況の写真で、こちらが○の現況の写真となっております。続いて、○の航空写真で、こちらが字図です。こちらが○の現況の写真となっております。続いて、○の航空写真で、こちらが字図です。こちらが現況の写真となっております。現在は白菜が植えられているような状態となっております。全筆ちゃんと耕作されていることが確認出来ました。現地調査にご同行いただいた諫山委員から、ご意見をいただこうかと思ひます。</p>
<p>推進委員 (諫山文彦)</p>	<p>農地委員の諫山です。先月の21日に現地の確認に行きました。だいたい野菜農家をされてる方で、水田また畑等として、きちっと管理が出来てるので問題ないと思ひます。</p>
<p>事務局 (河野宏知)</p>	<p>ありがとうございました。私からは以上となります。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。議案第7号、相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明書発行について、何かございますか。なければ発行してよろしいでしょうか。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>(はいの声)</p> <p>ありがとうございます。証明書発行いたします。</p>
	<p>続きまして、議案書26ページ、1月調査委員の選任につきまして、日田市農業委員会委員の現地調査実施要綱第3条の規定に基づき選任するものでございます。私のほうからご指名させていただいてよろしいでしょうか。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(はいの声)</p> <p>それでは、1月の調査委員ですね、6番の綾垣和子委員、9番の湯浅正徳委員、13番の財津満寿光委員の3名の方をお願いしたいと思います。</p> <p>続きまして、6番、その他です。事務局、説明をお願いします。</p> <p>6番 その他</p> <p>(1) 11月戸別訪問集計表について</p> <p>(2) 1月現地調査 日 時 1月26日(水) 午前9時～ ※ 調査委員</p> <p>(3) 1月調査委員会 日 時 1月31日(月) 午前9時～ ※ 会長、副会長、調査委員</p> <p>(4) 1月定例総会 日 時 2月8日(火) 午後2時～ 会 場 7階 大会議室</p>
-----------------------	---

(5) 行事日程

1月19日(水) 常設審議委員会(大分市)

1月21日(金) 第4回農地の利用集積・最適化推進大会
午後1時30分～ 別府ビーコンプラザ

1月25日(火) 農地相談会
午後1時～ 農業委員会室

(6) その他 ・「12月分農業委員会活動記録簿」の提出日

・「12月戸別訪問聞き取り用紙、集計表」の提出日

これで、本日のすべての日程を終わります。お疲れ様でした。

以上のとおり会議の顛末を記し、その相違のないことを証するためここに署名捺印する。

令和4年2月8日

議 長 会 長

署 名 委 員 10 番

署 名 委 員 14 番